

審議会等の設置及び運営に関する要綱

この要綱は、県民の県政への参画の機会を拡充し、公正で透明な行政を推進するとともに、簡素で効率的な行政を推進するため、審議会等の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 審議会等の定義

この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関
- (2) 附属機関以外の会議（ただし、県職員のみで構成する内部組織を除く。）

第2 審議会等の設置

審議会等の設置に当たっては、法律によりその設置が義務付けられている場合を除き、その設置の必要性を十分に検討し、次に掲げる場合に限り設置するものとする。

- (1) 当該事項について、県民、関係団体、学識経験を有する者等からの意見を必要とし、かつ、これらの者から個別に意見を聴くだけでは不十分である場合
- (2) 当該事項が既存の審議会等の所掌事項でなく、かつ、既存の審議会等の所掌とすることが適当でないと認められる場合

第3 審議会等の構成

審議会等を構成する委員は、法令等に別段の定めのある場合を除き、審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から選任し、次に掲げる事項に留意するものとする。また、既存の審議会等についても、委員の改選等の機会をとらえ、随時見直しを行うものとする。

- (1) 委員の数は、原則として25人以内とすること。
- (2) 女性を積極的に登用するものとし、富山県民男女共同参画計画における女性登用目標比率（40%以上60%以下）を達成するよう努め、新設又は改選の前に関係の部課長に協議すること。
- (3) 県職員は委員に選任しないこと。ただし、専門的知識を有する県職員を委員に選任する場合等、県職員以外の者ではこれに替えることができない場合は、この限りではない。
- (4) 同一の者が多数の審議会等の委員を兼職することがないよう努めること。特に、関係団体から委員を選任する場合にあっては、当該団体の代表者に限らず、副会長等代表者に準ずる者等からの選任にも努めること。
- (5) 委員の就任年数は、原則として、連続3年以内とすること。
- (6) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること（審議会等の設置目的に応じ、50代以下の委員が全体の2割程度となるよう努める）。
- (7) 審議会等の所掌事務又は設置目的等を勘案し、別に定めるところにより、委員の公募制の導入に努めること。特に、(2)で定める女性登用目標比率の達成が見込めない場合にあっては、新設又は改選の際の導入を積極的に検討し、広く女性人材の発掘、登用に努めること。

第4 審議会等の運営

審議会等の具体的運営は、法令等に別段の定めのある場合を除き、当該審議会等において決定されるべきものであるが、数多くの意見が出され、活発な議論が行われるなど、より効率的、効果的な運営を確保するため、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 会議の開催回数は必要最小限にとどめること。
- (2) 会議の資料は要点等をまとめ必要最小限のものにし、委員に事前配付するように努めること。
- (3) 会議の招集に当たっては、会議の終了予定時刻を明示すること。
- (4) 会議の円滑な進行に努め、会議時間の短縮に努めること。

第5 審議会等の公開

- 1 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、法令等に別段の定めのある場合を除き、当該審議会等において行われるべきものであるが、県民の傍聴などにより、できる限り公開に努めるものとする。ただし、富山県情報公開条例（平成13 年条例第38 号）第7 条各号のいずれかに該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、当該審議会等において、その理由を付して、当該会議を公開しないことができるものとする。
- 2 公開する会議を開催するに当たっては、報道機関への情報提供などにより会議の開催の周知に努めるものとする。
- 3 公開した会議の結果については、議事録等の公表に努めるものとし、非公開とした会議についても、可能な範囲で会議概要等の公表に努めるものとする。

第6 既存の審議会等の見直し

既存の審議会等については、常にその設置の必要性、所掌事務、委員構成等について検討し、次のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は他の審議会等と統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により必要性が低下したと認められるもの
- (2) 3年以上にわたり会議が開催されず、又は調査等を行っていないなど、活動の実績が認められないもの
- (3) 公聴会又は個別の意見聴取により設置の目的が達成されると認められるもの
- (4) 審議事項、委員構成等が他の審議会と類似し、又は重複するもの

第7 経営管理部への協議

審議会等を新しく設置する場合は、事前に経営管理部に協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月7日から施行する。